

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
1	令和7年度 都市計画情報案内システム保守運用業務	都市局都市計画課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル6階／Tel: 078-595-6710	令和7年4月1日	株式会社パスコ 神戸市中央区磯上通4-1-6	15,585,900	本業務は、左記業者が開発し運用している「都市計画情報案内システム」のインターネット配信、データ更新及び当該データを基に作成する都市計画関係図面作成業務であり、使用するシステムやデータは独自の特殊なデータ形式であるので、他社に委託する場合は、別途、共通形式へのデータの変換や表記方法の再調整を行う必要が発生するなど、作業効率、費用効率の両面において効率的ではない。このため、現行システムに係る専門知識や運用ノウハウを熟知し、システム構築から保守まで携わっているシステム開発業者でなければ本業務の確実な履行は難しいため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
2	開発許可申請管理システム、開発登録簿閲覧システム及び神戸市開発許可区域情報閲覧システム管理業務	都市局都市計画課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル6階／Tel: 078-595-6710	令和7年4月1日	あっとクリエーション株式会社 大阪市北区曽根崎新地1-13-22	2,724,084	本業務の対象となる3つのシステムは、連動した地図情報のライセンス管理、システム間のデータ連携を図るため、一体的なシステムの管理・保守を必要としており、その根本となる開発許可申請管理システムを構築・運用しているシステム開発業者でなければ本業務の確実な履行は難しいため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
3	令和7年度神戸市営地下鉄海岸線沿線・市街地西部地域プロモーション業務	都市局未来都市推進課 神戸市中央区浜辺通2-1-30／Tel: 078-595-6684	令和7年4月1日	一般社団法人DOR 神戸市長田区大橋町1-2-14	3,250,000	本業務は、平成29年度に開設した神戸市営地下鉄海岸線沿線・市街地西部地域のWEBサイト「シタマチコウベ」を情報発信基盤として、地域のブランディング及び更なるプロモーションの充実を図り、夜間・昼間・交流人口の増加につなげることを目的としている。 「シタマチコウベ」は、これまでコンテンツの拡充に取り組みながら地域の魅力を発信してきたところであり、引き続き、地域のブランディング、プロモーションの充実を図っていくためには、①専門的な知識はもちろん、②地域の特性や新たな動きを常に捉えながら、③地元事業者や地域団体などの地域の方々と連携し、実施していくことが大変重要である。また、令和7年度は、交流人口のさらなる増加に向け、これまでに取材してきた地元事業者や起業家の方などと連携した広報イベント業務を新たに行うこととしている。 これらを踏まえ、本業務の目的を達成するためには、過年度の実績を最大限活かしながら取り組むことが必要不可欠である。 左記事業者は、①企画運営・WEBサイトのデザイン・宣伝写真・映像制作を専門に手掛けていること、②当地域に拠点を置く地元事業者であること、③当地域において様々なプロジェクトに携わっており、本業務を実施するに際して連携が必要な「地域住民」、「地元事業者」、「地域団体」、「アーティスト・クリエイター」とのネットワークをすでに構築していることに加え、運用開始時より継続して当該サイトの運用を行っていることから、本業務を実施できる唯一の委託先である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
4	大学連携によるポートアイランド の中高生居場所づくり社会実験 管理運営業務	都市局未来都市推進課 神戸市中央区浜辺通2-1-30／Tel: 078-595-6684	令和7年8月29日	神戸学院大学 神戸市中央区港島一丁目1 番地3	2,309,553	本業務は、ポートアイランド・プロジェクトの取組みの一環として、住民エリアと大学エリアの交流を促進するため、ポートアイランド内に拠点を置く大学のリソースを活用して、中高生が気軽に集い、交流し、活動できるスペースを設置するものである。 本業務を効率的かつ確実に遂行するためには、若年世代との交流や関係性の構築、環境づくりに関する豊富な知見に加え、ポートアイランド内のエリア特性を熟知した上で、地域内連携などの取組み実績を有することが必要不可欠である。 これらの条件を満たす上で本業務に対応が可能な島内の大学法人は、学校法人神戸学院(神戸学院大学)しかいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
5	ポートアイランドの将来ビジョン 策定に向けた検討業務	都市局未来都市推進課 神戸市中央区浜辺通2-1-30／Tel: 078-595-6684	令和7年4月9日	株式会社アール・エフ・エー 東京都台東区上野桜木1-7- 5-103	12,272,700	令和6年度は、これまでの取組みで発掘され た島内プレイヤーをはじめ、住民や企業等の多 様な島内関係者に参画いただき、住民や大学、 1期企業等の交流やまちの活性化に向けた機 運醸成等を目的として、公共空間を活用した 官民連携による賑わい創出社会実験を実施し た。これにより、住民をはじめとした多くの島 内関係者と公共空間の利活用のイメージの共 有が図られるとともに、企画・運営を通じてさら なる島内プレイヤーの発掘に繋がった。令和 7年度は、引き続き沿道店舗や島内住民・企業 等と連携しながら、1期・2期の各エリア間の回 遊性向上・一体感の醸成を目指し、緑道・緑地 等の公共空間を活用して、各エリア内の地域 課題を踏まえたエリアごとに特色ある社会実験 を企画・実施する。令和6年度に発掘されたプ レイヤーを中心に、周辺企業等の参画を促すこ とで、島内関係者間のさらなる交流促進や、ま ちの将来像への期待を高め、将来ビジョンの検 討をさらに深度化していく予定である。本業務 を効率的かつ確実に遂行するには、公共空間 を活用した先進的な取組みに関する経験・知見 を有しているだけでなく、ポートアイランド内の エリアごとの課題について熟知するとともに、こ れまでのリボーンプロジェクトの取組みを通して 島内関係者との信頼関係が構築されていること が必要不可欠である。これらの要件を満たす のは、ポートアイランドの設計思想を熟知すると ともに、本プロジェクトの初期段階から住民や企 業等の島内関係者と良好な信頼関係を築きつ つ、国内の複数の地域で類似の取り組み実績 を有している株式会社アール・エフ・エーしかい ない。(地方自治法施行令第167条の2第1項2 号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
6	六甲山・摩耶山の活性化に関わる広告掲載業務	都市局交通政策課 神戸市中央区浜辺通2-1-30／Tel: 078-595-6717	令和7年9月5日	株式会社 神戸新聞社 神戸市中央区東川崎町1-5-7	2,475,000	委託先は本市における広報に関する知識・技術・ノウハウを有しており、委託先が発行する神戸新聞は市内で最も発行部数が多く、神戸市民に対して最も広く周知することができるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
7	令和7年度神戸市地域公共交通計画推進業務	都市局交通政策課 神戸市中央区浜辺通2-1-30／Tel: 078-595-6717	令和7年4月14日	一般社団法人システム科学研究所 京都市中京区新町通夷川下る二条新町717番地	2,431,000	当該事業者は交通事業に関する高い知見と事業者間の調整に関するノウハウを有していることに加え、ワーキンググループ立ち上げ時より運營業務の受託をしており、過年度の協議内容について熟知しているうえ各交通事業者や学識経験者とも良好な関係が築けており、信頼も得られている。また、交通手段別分担率等調査は継続して数値の推移を観察する上で調査方法および計算方法を過年度と同様とする必要があるが、蓄積されたデータやノウハウをもとに継続して分担率の算出などの業務を遂行できるのは、初年度より受託している当該事業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
8	令和7年度神戸市地域公共交通 計画作成業務	都市局交通政策課 神戸市中央区浜辺通2-1-30／Tel: 078-595-6717	令和7年5月1日	一般社団法人システム科学 研究所 京都市中京区新町通夷川下 る二条新町717番地	7,777,000	本業務は、「令和6年度神戸市地域公共交通 計画作成業務」の継続業務であり、令和6年度 は、地域及び公共交通の現状・課題の整理や、 路線バスに関するデータ分析等を実施し、次期 計画の方向性を一定固めることができた。令和 7年度は、次期計画の策定に向けて、新たに整 理すべき公共交通の現状・課題の分析を行 いながら、次期計画の方向性に沿って内容の 検討及び作成を行うものである。以上の点をふ まえ、令和6年度の検討内容を十分に把握し、 市内の公共交通における課題や目指すべき方 向性等を熟知したうえで着実に業務を遂行でき る事業者は、左記業者に限られる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に 該当)
9	令和7年度 神戸市神鉄シニア利 用促進パス販売等業務	都市局交通政策課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国 際ビル6階／Tel: 078-595-6720	令和7年4月1日	神鉄観光株式会社 神戸市兵庫区荒田町1丁目 20-2	17,860,211 1,368円/件 1,078円/件	本業務は、販売事務や電話対応等の一般事務 だけでなく、駅改札周辺での販売場所の確保 やその運営、企画乗車券・販売引換券の引取 り及び受け渡し、売上金の会計処理など、神戸 電鉄株式会社等と日々連携し調整する必要が ある。さらに、神戸電鉄は無人駅が多く、駅での 対応や企画乗車券の使い方の問合せも多く、 迅速かつ円滑に対応していく必要もある。 左記事業者は、神戸電鉄のグループ会社とし て、神戸電鉄や各駅の設備等について熟知し ており、本業務を円滑に遂行できる唯一の事業 者であるため、左記事業者に委託する必要が ある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に 該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
10	神戸市神鉄シーパスワン購入補助申請システム 運用保守業務	都市局交通政策課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル6階／Tel: 078-595-6721	令和7年4月1日	一般社団法人ICTまちづくり 共通プラットフォーム推進機構(TOPIC) 群馬県前橋市大友町1丁目6番11号	4,554,000	本業務を履行できるのは、マイナンバーカードや引換券による本人確認と枚数管理を可能とするシステムを独自に開発・構築し、構成・機能を熟知する左記事業者のみである。このため、迅速かつ確実に業務を遂行できる者は他になく、良好な成果が期待できる左記事業者への委託が不可欠である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
11	令和7年度ポートループの定時性確保に向けたGNSS(位置情報)を活用した優先信号制御システム導入検討業務	都市局交通政策課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル6階／Tel: 078-595-6718	令和7年8月15日	コイト電工株式会社 大阪市北区野崎町9-8(永楽ニッセイビル)	14,998,500	本業務は、委託先候補事業者が令和2～3年度に「GNSS(位置情報)等を活用した信号制御等に係る研究開発」にて開発・構築したシステムを流用、改良し、実証実験を行うため、当該システムの構成・機能を熟知する委託先事業者しか受託できない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
12	北野エリアにおける宿泊施設のあり方検討業務	都市局景観政策課 神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国際ビル6階／Tel: 078-595-6724	令和7年5月12日	株式会社地域計画建築研究所 大阪事務所 大阪市中央区今橋3丁目1番7号 日本生命今橋ビル	3,410,000	本業務の遂行にあたっては、まちづくりに関する十分な知識・経験を有しているだけでなく、北野エリアの課題について熟知している必要がある。また、宿泊施設という地域住民にとって繊細なテーマであることを踏まえて、地域関係者との信頼関係が構築されていることが必要不可欠である。以上の点を踏まえ、令和6年度の取組みを通じて、地域の課題や目指すべき方向性を熟知し、地域関係者と良好な信頼関係を築きつつ、他都市でも類似の取組み実績を有している事業者は、委託先事業者に限られる。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
13	密集市街地における建替え困難な土地の活用促進に係る委託業務	都市局まち再生推進課 神戸市中央区浜辺通2-1-30／Tel: 078-595-6730	令和7年4月1日	一般財団法人 神戸住環境整備公社 神戸市長田区二葉町5-1-32	4,500,000	本業務の遂行にあたっては、建替え困難な土地(建築基準法上の道路でない通路のみに面した土地)の流通を図るなど建替促進につながるための宅建業等に係る専門的な知識や技術が含まれており、また、権利者の意向に沿ったコーディネートの方は多岐にわたっている。神戸住環境整備公社は、外郭団体として住環境の質の向上を目指した施策に取り組んでおり、また、外郭団体としての一定の信用力を有しているため、当取組みに対する地域団体の理解も得られやすく、権利者間の円滑な合意形成支援等も期待できることから、当該業務を遂行できるのは左記委託先事業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)
14	デュオこうべ浜の手公共通路等維持管理等業務	都市局駅まち推進課 神戸市中央区浜辺通2-1-30／Tel: 078-595-6705	令和7年4月1日	神戸地下街株式会社 神戸市中央区三宮 町1-10-1	163,808,206	委託先は、「さんちか」「デュオこうべ山の手」を管理しており、大規模地下街を管理するノウハウを有する。 また、「デュオこうべ浜の手」は「デュオこうべ山の手」と接続しており、公共通路の維持管理を効率的に行うとともに、災害等の緊急時に統一的に対応することで利用者の安全性・利便性の確保を図るため、山の手、浜の手を一体的に管理運営する必要があり、左記委託先のみが業務を遂行できる (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
15	デュオこうべ浜の手積算熱量計 更新工事発注等業務	都市局駅まち推進課 神戸市中央区浜辺通2-1-30／Tel: 078-595-6705	令和7年7月3日	一般財団法人神戸住環境整 備公社 神戸市長田区二葉町5-1-32	11,990,990	「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第 22条の規定により、本業務の遂行にあたって は、公共工事に関する法令、積算基準、設計監 理等の専門的な知識と経験を有し、私企業と利 害関係がなく公平性・中立性を確保するととも に、守秘義務を果たす必要がある。 左記委託先は、本市の外郭団体であり、公共 工事の発注関係事務の実績が豊富で業務に 精通している。また、当該施設の建設にも携 わっていることから、現場の状況や施設管理者 との調整事項も熟知しており、本業務を遂行し ていくために必要な知識と能力を備えているの は左記委託先しかいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に 該当)
16	デュオこうべ浜の手絶縁不良改 修支援業務	都市局駅まち推進課 神戸市中央区浜辺通2-1-30／Tel: 078-595-6705	令和7年8月19日	一般財団法人神戸住環境整 備公社 神戸市長田区二葉町5-1-32	15,664,000	「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第 22条の規定により、本業務の遂行にあたって は、公共工事に関する法令、積算基準、設計監 理等の専門的な知識と経験を有し、私企業と利 害関係がなく公平性・中立性を確保するととも に、守秘義務を果たす必要がある。 左記委託先は、本市の外郭団体であり、公共 工事の発注関係事務の実績が豊富で業務に 精通している。また、当該施設の建設にも携 わっていることから、現場の状況や施設管理者 との調整事項も熟知しており、本業務を遂行し ていくために必要な知識と能力を備えているの は左記委託先しかいない (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に 該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
17	三宮センター街周辺エリアまちづくり検討会支援業務(その3)	都市局都心三宮再整備課 神戸市中央区御幸通6-1-12三宮ビル 東館6F Tel: 078-984-0241	令和7年4月1日	株式会社アール・アイ・エー 神戸支店 神戸市灘区友田町4-4-17	15,939,000	本業務では、再々開発を要する街区を含む難易度の高い建物更新をテーマにしており、再開発事業等の整備手法に精通し、高度な専門的知識や技術、経験が必要とされる。令和5年度には、指名型プロポーザル方式において、再開発事業のコンサルティング業務の全国的な実績や地元地権者との丁寧な対話を軸にした企画提案を評価し、左記の業者を選定している。当該業者は三宮センター街周辺エリアの地域の現状や特性を熟知し、検討会立上げまでの過程や検討会での協議の中で地元地権者と地域課題を共有して非常に厚い信頼を得て進めることができていることから、信頼関係の継続性や高度な専門性に基づき合理的に業務を遂行できる唯一の事業者であるため、左記事業者に委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
18	三宮バスターミナルコンセッション事業者公募手続き支援業務(その2)	都市局都心三宮再整備課 神戸市中央区御幸通6-1-12三宮ビル 東館6F Tel: 078-984-0241	令和7年4月1日	パシフィックコンサルタツ株式会社神戸事務所 神戸市中央区明石町48番地	19,580,000	ミント神戸の1階等に位置する「三宮バスターミナル」は、三宮駅周辺に点在するバス停留所を効率的・効果的に集約し、利用者の利便性向上と道路交通の円滑化を図るため、国が新たに整備する「新バスターミナル(Ⅰ期)」の運営事業者と同一の事業者が一体的に維持管理・運営を行う予定である。そのため、この運営事業者を公募する手続きにおいても、国と連携を図りながら一体的に進めていく必要がある。運営事業者の公募手続きを支援する本業務の委託については、国の委託先と同一とするため、左記事業者に委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
19	三宮クロススクエア(神戸阪急周辺他)におけるデザイン詳細検討及び設計業務	都市局都心三宮再整備課 神戸市中央区御幸通6-1-12三宮ビル東館6F TEL: 078-984-0241	令和7年4月7日	パシフィックコンサルタンツ・ 小野寺康都市設計事務所・ ナグモデザイン事務所設計 共同体 神戸市中央区明石町48番地	27,038,000	本業務は過年度業務と周辺各事業の進捗状況を踏まえ、三宮クロススクエア(神戸阪急周辺他)において、周辺地下埋設物の状況を考慮したデザイン検討の深度化を行う内容を含んでいる。デザイン検討を行うにあたっては、過年度に検討したデザインコンセプトを引き継ぎ、深度化を図る必要があることから、R5年度に公募型プロポーサル方式にて委託したパシフィックコンサルタンツ(株)を代表とし、アーバンデザイン担当の小野寺康都市設計事務所及び照明設計担当のナグモデザイン事務所を含めた共同企業体に委託するものである。なお、本事業者は、「えきまち空間」全体の都市デザインに係る業務を担っており、過年度の履行結果も良好であり、本事業者に委託することで、デザインの一貫性を担保することができる。以上のことから、効率的・効果的かつ的確に支援業務を行うことのできる唯一の事業者であるため、当該企業体に委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
20	令和7年度神戸三宮「えきまち空間」におけるエリアマネジメントの支援業務	都市局都心三宮再整備課 神戸市中央区御幸通6-1-12三宮ビル東館6F TEL: 078-984-0241	令和7年5月7日	株式会社ティーハウス建築設計事務所 神戸市中央区元町通6-7-10 元町関西ビル503号室	4,999,940	本業務では、エリアマネジメントの組織化に向けたロードマップや組織体制等の検討の深度化を行うものである。エリアマネジメントの組織化に向けた検討の深度化を行うにあたっては、地域の現状や特性を熟知しているとともに、過年度に実施した「神戸三宮「えきまち空間」エリアマネジメント検討協議会」等関係者との信頼関係を築きながら業務を進める必要がある。株式会社ティーハウス建築設計事務所は、令和6年度に神戸三宮「えきまち空間」における周辺地権者等との検討協議会の運営を含むエリアマネジメントの支援業務を受託した事業者（公募型プロポーザル方式で選定）である。以上のことから、関係者と信頼関係を築きながら、効率的・効果的かつ的確に支援業務を行うことのできる唯一の事業者であるため、左記事業者に委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
21	令和7年度三宮駅周辺歩行者デッキ設計・施工調整等支援業務	都市局都心三宮再整備課 神戸市中央区御幸通6-1-12三宮ビル東館6F TEL: 078-984-0241	令和7年5月8日	中央復建・安井設計・JRNC設計共同体 神戸市中央区御幸通6丁目1番10号 オリックス神戸三宮ビル	5,753,000	本業務は、三宮駅周辺歩行者デッキの工事施工段階において、施工者に対して正確にデッキ設計意図を伝え、図面及び仕様書等に基づき工事施工へ向けた設計調整・検討を行うものである。調整・検討を行うにあたっては、過年度に実施した三宮駅歩行者デッキの予備・詳細設計成果を熟知し、精通している必要がある。中央復建・安井設計・JRNC設計共同体は、「三宮駅周辺歩行者デッキ設計競技(コンペ)」の最優秀作品提案者である。コンペでは最優秀作品提案者を予備設計及び詳細設計業務の契約候補者としてとなっており、左記の設計共同体が受託している。以上のことから、左記業者は、本業務を遂行できる唯一の事業者であるため、当該共同体に委託する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
22	レバンテ垂水1番館駐車場 西ファンルームダンパー修繕工事業務	都市局地域整備推進課 神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国際ビル8階／TEL: 078-595-6747	令和7年9月19日	株式会社こうべ未来都市機構 神戸市中央区港島中町6-9-1	2,330,460	レバンテ垂水1番館駐車場の運営管理は株式会社こうべ未来都市機構が行っており利用者等関係者との調整が可能であるのは、現運営事業者のみである。また、駐車場利用者他関係者との調整業務等、本業務の性質上、施設の運営者が遂行する必要がある他、調整業務を含むため、本業務を円滑に遂行できるのは、当該事業者以外存在しないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
23	ウエステ垂水・レバンテ垂水1番 館照明設備更新工事業務	都市局地域整備推進課 神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国 際ビル8階／Tel:078-595-6747	令和7年5月19日	一般財団法人 神戸住環境 整備公社 神戸市長田区二葉町5丁目1 番32号 新長田合同庁舎8階	62,810,000	神戸住環境整備公社は、公共工事の発注関係 事務の実績が豊富で業務に精通し「公共工事 の品質確保の促進に関する法律」第22条の規 定に鑑みた能力を有している。また、本業務に 係る施設に関して、施設管理者等との調整事 項も熟知しており本業務を遂行していくために 必要な知識と能力を備えた唯一の事業者であ るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に 該当)
24	令和7年度多井畑竹あかりアート プロジェクト実施業務	都市局地域整備推進課 神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国 際ビル8階／Tel:078-595-6744	令和7年6月4日	株式会社scale 神戸市中央区下山手通2- 12-12 3F	4,955,863	当該事業者は屋外でのイベントについて豊富 な実績を有しており、令和6年度には当地区の 魅力発信事業において、竹あかりアートプロ ジェクトを実施した事業者である。 竹あかり総合プロデュース集団「CHIKAKEN」 は全国屈指のハイレベルの竹あかりイベントプ ロデュースの実績があり、地域住民、企業等が 一体となってプロジェクトをすすめるにあたり、 当該集団以上に適したプロデュースを行える者 はいない。 「CHIKAKEN」は、多井畑の竹あかりアートプ ロジェクトに関しては、プロジェクトの継続性・品 質保持・地元との信頼関係の観点から、株式会 社scaleからの直接の依頼でなければ受けない 方針としており、竹あかりアートの質を高め、プ ロジェクトの目的を達成させることができるの は、「CHIKAKEN」の協力が得られる、株式会 社scaleしかいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に 該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
25	令和7年度多井畑西地区里地里山活動の行動計画に基づく体験会等運営業務	都市局地域整備推進課 神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国際ビル8階／Tel: 078-595-6744	令和7年4月22日	公益財団法人ひょうご環境創造協会 神戸市須磨区行平町3丁目1番18号	5,830,000	当該事業者は自然環境保全や里山整備に関する高い知見を有しており、令和4年度には当地区のアクションプランの基礎となる「里山保全・活用計画」や令和6年度には現地活動の基礎となる「里地里山活動の行動計画」を策定した事業者である。企業や市民を対象にした里山再生活動体験会の開催についても計画段階から関わっており、庁内及び学識経験者から高い信頼を得ている。さらに、本業務は現地で活動している様々な活動プレイヤーとコミュニケーション等を図りながら各種業務を進めていく必要があり、これまで実施した事業においてもしっかりと連携が取れている。以上のことから、本業務を円滑に遂行できるのは、当該事業者以外存在しない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
26	垂水駅前広場管理業務	都市局地域整備推進課 神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国際ビル8階／Tel: 078-595-6747	令和7年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構 神戸市中央区港島中町6-9-1	3,241,920	垂水駅前東西広場に隣接するウエステ垂水及びレバンテ垂水駐車場の管理運営を担う株式会社こうべ未来都市機構が、広場の維持管理業務を一体的に行うことで、臨機応変な対応、スケールメリットも見込まれ、他者と比較して効果的かつ経済的な運用が見込まれる。また、設備に不具合が生じた際には、同機構の設備担当者が内容を確認し、当該不具合に適した対応について経済的かつ技術的に検討し、迅速に実施することが可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
27	新長田大橋地下道・大正筋地下 通路及びアスタ新長田歩道橋管 理運営マネジメント・維持管理業 務	都市局地域整備推進課 神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国 際ビル8階／Tel: 078-595-6748	令和7年4月1日	新長田まちづくり株式会社 神戸市長田区久保町6丁目1 番1-401号	9,097,000	対象施設を活用し地区のにぎわいを創出する には、地域の様々な関係者との密接な関係が 必要不可欠である。また、対象施設は、複数の 再開発ビルに接続しているため、複雑な建物構 造や設備構成を理解したうえで、接続するビル の管理者と調整しながら、本業務を行う必要が ある。 新長田まちづくり株式会社は、対象施設と接続 する一部を除いた再開発ビルの管理者である ことから対象施設の複雑な建物構造や設備構 成を熟知している。このため、円滑な維持管理 業務を行うことができるとともに、非常時の復旧 対応を速やかに行うことができる。 また、対象施設を活用した企画・運営業務を実 施するにあたり、対象施設の管理者として、道 路施設としての制限を理解しながら、歩行者の 安全性の確保実施することができる。 以上の業務遂行上必要な特性を備えた事業者 は、新長田まちづくり株式会社には存在しな い。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該 当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
28	鈴蘭台駅北地区土地区画整理 事業にかかる建物等補償額再算 定業務	都市局用地活用推進課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル8階 TEL: 078-595-6759	令和7年4月3日	有限会社 大田建設事務所 兵庫県尼崎市西難波町4丁 目6番35号	2,079,000	当該事業者は、本委託業務で使用する既補償 金算定資料の作成を行った業者であり、効率 的かつ円滑に業務を遂行することができる。市 施工宅地造成工事期間の延長による本委託業 務の対象者(権利者)への影響を最小限に留め るべく、令和7年7月までに契約を行う必要が あった。 そのため、遅くとも5月中の成果品納入が不可 欠であった。他業者に本業務を委託すると、単 価改定前のデータ作成を行う必要があるため、 上記期間内での成果品納入は困難である。ま た、積算資料の作成には専門知識、対象物件 に関する具体的な状況の把握が不可欠である が、当該事業者は当初積算時に現地調査を実 施しており、対象物件について熟知している。こ のため、迅速かつ正確な業務遂行を実施でき る業者は他になく、良好な結果が期待できる同 事業者への委託が不可欠であった。(地方自治 法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
29	阪神電鉄本線立体交差事業にかかる用地処理業務	都市局用地活用推進課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル8階 TEL: 078-595-6760	令和7年6月10日	株式会社 聖歩調査測量 大阪市中央区東高麗橋2番37号	12,496,000	令和7年度末に全線の土地交換契約及び事業完了を控えており、それまでに測量及び分筆登記などを完了することを条件に業者選定を行う必要があった。本業務を行う事業者は、平成11年～18年にかけて、阪神連立事業に係る阪神電気鉄道株式会社所有地の官民境界確定作業を阪神電気鉄道株式会社から一手に請負っており、現地の状況に精通している。さらに、令和4年度には、全延長部分の高架下北側雨垂れ線外側分筆業務を実施しているが、今回の業務もこれまでの作業を踏まえた専門知識と経験が必要であったので、競争入札には適さなかった。さらに、阪神電気鉄道株式会社との交換期限までに速やかに土地測量及び分筆・表題登記業務を行うことが出来るという条件で、業者選定を行う必要があり、その条件を満たすことができるのは当業者しか無かった。また、阪神電気鉄道株式会社からも測量業者については当該事業者によることと要請されていることから、用地交換に向けた事前調整を円滑且つ着実にを行うことが出来る唯一の業者であり、他の業者を選択する余地がなかった。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
30	下三条町北地区防災街区整備事業権利変換手続き等に関する支援業務	都市局工務課 神戸市中央区浜辺通2-1-30／Tel: 078-595-6765	令和7年6月10日	株式会社ユーデーコンサルタンツ 大阪市中央区本町4丁目7番4号	11,000,000	当業務は令和5年度「下三条町北地区防災街区整備事業事業計画等作成業務」及び令和6年度「下三条町北地区防災街区整備事業権利変換計画等作成業務」に引き続き、権利変換手続き等に関し支援を委託する業務である。令和5年度の業務は見積合せにて㈱ユーデーコンサルタンツが選定されており、当業者が所持する成果やノウハウのほか、権利者との交渉で得られた信頼関係を生かして当業務を進める必要があり、当業者に委託する必要があるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
31	新神戸駅前空間の再整備に向けた交通機能等検討業務	都市局工務課 神戸市中央区浜辺通2-1-30／Tel: 078-595-6769	令和7年8月1日	ジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社 大阪市淀川区西中島5丁目4番20号	8,778,000	本業務は、JR西日本が所有する鉄道施設であるJR新神戸駅の駅舎も含めた施設の撤去や移設の検討が必要であり、駅舎等の構造や施設の情報が不可欠である。当事業者はJR西日本のグループ会社であり、検討に必要な上記の情報を有している。加えてJR西日本の鉄道施設に関する情報や知識、経験を多く有し、本業務を遂行できるのは当事業者以外にいないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
32	令和7年度鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業換地設計等業務	都市局工務課 神戸市中央区浜辺通2-1-30／Tel: 078-595-6766	令和7年9月3日	日本測地設計株式会社 兵庫営業所 兵庫県宝塚市安倉中5丁目22-13	36,419,900	本事業では昨年度から同じ地権者との換地交渉を行っており、日本測地設計(株)に委託した「令和6年度鈴蘭台駅北地区土地区画整理事業換地設計等業務」においては、地権者の意向を踏まえた仮換地を検討し提案してきた。地権者との信頼関係を保った交渉を継続するため、本業務も引き続き、地権者の情報や過年度における意向等を把握している上記業者に委託する必要があるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
33	西神南光の広場漏水原因調査 その他業務	都市局内陸・臨海振興課 神戸市中央区浜辺通2-1-30／Tel: 078-595-6798	令和7年9月18日	株式会社寄神建設 神戸市兵庫区七宮町2丁目1-1	4,024,372	委託先は漏水が発生しているガラス屋根の改修工事を平成29年度に実施した施工業者である。当時の改修内容はガラスに貼られていた遮熱フィルムを撤去し、特殊な塗料(遮熱・遮光塗料)の塗布等を行う工事であった。そのため、特殊な屋根形状の状況、改修内容を熟知している。また、建設当時の施工図の残っていない状況であり、現況からだけでは類推しにくい漏水原因の調査が可能な委託先は、平成29年度に改修工事を実施した委託先の他にない。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
34	神戸ポートアイランドあおぞら農園の管理運営業務	都市局内陸・臨海振興課 神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国際ビル9F Tel: 078-595-6786	令和7年4月1日	株式会社ファクティブ 東京都武蔵野市境2丁目7番1号2階	20,000,000	本事業は市民農園の管理運営を行うものであり、貸し区画や収穫体験用農園の作物の生育管理状況を踏まえ、継続して土壌改良を図りながら業務を遂行していくことが求められるため、性質や目的が競争入札に適さない。また、委託先は令和3年12月に実施した市民農園の整備・管理運営業務に関する公募型プロポーザルにより選定された企業連合体の構成事業者であり、令和4年8月の開設当初より管理運営を行っており、施設及び設備、作物の生育状況を熟知しているとともに、運営当初から改良を重ねた同市民農園内の土壌に対する知見を持っているため、今後も継続して良好な管理を行っていくためにも、委託先以外に本業務を履行できる者はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
35	ポートアイランド港島南町6丁目駐車場管理運営業務	都市局内陸・臨海振興課 神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国際ビル9F Tel: 078-595-6786	令和7年4月1日	タイムズ24株式会社 東京都品川区西五反田2丁目20番4号	8,712,000	本事業は、委託先により設計・整備された駐車場の管理運営を行うものであり、令和5年度以降も同社が継続して管理運営を行うことで、新たな設備投資の必要がなく、また、前年度から切れ目のない駐車場の運用を行うことが出来るため、性質や目的が競争入札に適しない。また、委託先は令和4年5月に行った見積合せにより選定し、設計・整備した駐車場であり、同社が構築したシステムをもとに料金徴収や利用者対応などを行っているため、委託先以外に本業務を履行できる者はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
36	須磨パティオD・E駐車場管理運営業務	都市局内陸・臨海振興課 神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国際ビル9F TEL:078-595-6787	令和7年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構 神戸市中央区港島中町6丁目9番1 神戸国際交流会館9階	34,870,000	本事業は、こうべ未来都市機構が運営する須磨パティオ駐車場の一部として駐車場運営を行うものであり、こうべ未来都市機構が継続して管理運営を行うことで、新たな設備投資や工事の必要がない。これにより、業務期間内のサービスを低下せずに切れ目ない駐車場運営を実施できるため、委託先以外に本業務を履行できる者はいない。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
37	有野16団地西ビル耐震診断・補強設計業務	都市局内陸・臨海振興課 神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国際ビル9F TEL:078-595-6777	令和7年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構 神戸市中央区港島中町6丁目9番1	9,574,620	有野16団地西ビルは神戸市と各戸による区分所有ビルであり、委託先が市より1階テナント区画を借り受け、サブリースや施設の管理を行っておりビルの状況を詳細に把握している。また、竣工当初から市の委任を受けてビルの理事會に管理組合事務局として参画し、過去に実施した耐震診断や補強設計にあたってテナントや住民との間に立って綿密な調整を行った経験があることから円滑で効率的な業務が期待できるのは委託先に限られるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
38	ひよどり台近隣センター店舗棟トイレ洋式化工事に係る設計及び施工等業務	都市局内陸・臨海振興課 神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国際ビル9F Tel: 078-595-6777	令和7年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構 神戸市中央区港島中町6丁目9番1	8,800,426	ひよどり台近隣センターは、委託先が市より施設を借り受け、管理運営を行っている。このため、過去からの補修履歴を熟知していることから、当施設に合わせた的確な施工を行うことができる。また、店舗棟内のトイレは11区画のテナントに1箇所ずつ設置されており、テナントや近隣センター利用者との調整を要する。このため、これらの利用者等との細やかな連絡調整が可能で、効率的な業務が期待できるのは委託先に限られるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
39	デカパトス設備等更新工事に係る設計及び施工等業務	都市局内陸・臨海振興課 神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国際ビル9F Tel: 078-595-6777	令和7年4月1日	ヤマハ発動機株式会社 静岡県湖西市新居町新居3078	98,375,208	デカパトスは、民間コンペにより選定された委託先が設計・建設し、当初より管理運営を行っている。そのため、施設及び設備を熟知しているとともに、これまでの補修履歴も把握している。また、施設内の清掃・点検業者等との細やかな調整も可能である。したがって、効率的かつ経済的な業務遂行が期待できるのは、委託先に限られるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
40	ユニバープラザ管理業務	都市局内陸・臨海振興課 神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国際ビル9F Tel: 078-595-6777	令和7年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構 神戸市中央区港島中町6丁目9番1	37,287,559	委託先は、区分所有法に基づく管理規定により、区分所有者全体の同意を得て、平成11年よりユニバープラザビル全体の管理を行っていることから、業務の際に随時必要となる施設利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
41	港島ふれあいセンター管理業務	都市局内陸・臨海振興課 神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国際ビル9F Tel: 078-595-6777	令和7年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構 神戸市中央区港島中町6丁目9番1	25,633,554	本業務を行うにあたっては、隣接する港島立体駐車場集会所との一体管理や利用する地元地域団体との調整が必要不可欠である。委託先は、上記集会所を市から借り受け、自らの事業として、地元地域団体との連携も図りながら管理運営を行っているため、当該センターとの一体的な管理することが可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
42	施設小修繕に係る設計及び施工等業務	都市局内陸・臨海振興課 神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国際ビル9F Tel: 078-595-6777	令和7年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構 神戸市中央区港島中町6丁目9番1	18,000,000	業務の性質的に、施設の日常管理とこれまでの修繕履歴を踏まえた上での設計・施工及び利用者との調整が必要不可欠であり、競争入札に適さない。委託先は各施設の日常管理を行っており、日常の維持管理を通して、補修履歴を熟知しているうえ、利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
43	西区文化センタービル4～6階専用部LED化工事に係る設計及び施工等業務	都市局内陸・臨海振興課 神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国際ビル9F Tel: 078-595-6777	令和7年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構 神戸市中央区港島中町6丁目9番1	8,820,398	本業務を行うにあたっては、これまでの修繕履歴を踏まえた上での設計・施工や、利用者やテナントとの調整が必要不可欠である。委託先は、市より施設を借り受けて業務施設として運営を行っており、日常の維持管理を通して補修履歴を熟知しているうえ、利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
44	西区文化センタービル屋上防水改修工事に係る設計及び施工等業務	都市局内陸・臨海振興課 神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国際ビル9F TEL: 078-595-6777	令和7年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構 神戸市中央区港島中町6丁目9番1	39,961,937	本業務を行うにあたっては、これまでの修繕履歴を踏まえた上での設計・施工や、利用者やテナントとの調整が必要不可欠である。委託先は、市より施設を借り受けて業務施設として運営を行っており、日常の維持管理を通して補修履歴を熟知しているうえ、利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
45	西区文化センタービル管理業務	都市局内陸・臨海振興課 神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国際ビル9F TEL: 078-595-6777	令和7年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構 神戸市中央区港島中町6丁目9番1	33,036,301	委託先は同ビルの4階から6階を都市局から借り受け、テナントを誘致する等の運営を行っており、さらにビル内の共用部分の管理業務については、各施設の管理者が同社に委託している。このため、業務の際に随時必要となる施設利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
46	西区文化センタービル非常用発電機補修業務	都市局内陸・臨海振興課 神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国際ビル9F TEL: 078-595-6777	令和7年4月24日	株式会社こうべ未来都市機構 神戸市中央区港島中町6丁目9番1	6,343,920	本業務を行うにあたっては、これまでの修繕履歴を踏まえた上での設計・施工や、利用者やテナントとの調整が必要不可欠である。委託先は、市より施設を借り受けて業務施設として運営を行っており、日常の維持管理を通して補修履歴を熟知しているうえ、利用者等との調整が可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
47	向洋東公園駐車場管理業務	都市局内陸・臨海振興課 神戸市中央区浜辺通2-1-30三宮国際ビル9F Tel : 078-595-6777	令和7年4月1日	株式会社こうべ未来都市機構 神戸市中央区港島中町6丁目9番1	10,962,376	本業務を行うにあたっては、埋立地の地下駐車場という当該施設の特性を踏まえた上での日常管理及び設備管理等が必要不可欠である。委託先は、平成4年の開設以降、当該施設の管理業務を行っていることから、日常の維持管理を通して補修履歴を熟知しているうえ、近隣の地下駐車場の運営も行っていることから、現場で臨機応変に対応することが可能であり、本業務を実施することができる唯一の事業者である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
48	令和7年度 神戸複合産業団地 南地区整備に係る地盤リスク検 討業務	都市局産業団地整備課 神戸市中央区浜辺通2-1-30／Tel: 078-595-6791	令和7年5月9日	一財)建設工学研究所 神戸市灘区鶴甲1丁目3番10 号	132,715,000	本業務は、切土のり面及び盛土箇所において、現在工事中の造成工事の進捗に合わせ、現地の地盤等の状況を確認したうえで、土質特性を踏まえた適切な対処方法を提案するとともに、造成計画上の地盤リスクの発現に備えた対処方法の提案を行うものであるため、本業務範囲を含む周辺地域(以下、「当該地域」という。)の土質特性等の幅広い知識の蓄積に基づく評価・検討が必要な専門性の高い業務であり、当該地域の土質特性(神戸層群)から造成(切土・盛土)のメカニズム等までの深く幅広い知識の蓄積に基づく評価が必要である。 委託先は、昭和33年に設立され、神戸の西部地区から西宮、宝塚方面にかけた、六甲山系南斜面の地域を土砂災害から守るための研究を長期に渡り行っており、その地域で開発事業を行う地方自治体や工事請負業者に対し、研究により蓄積された知見を用いて、土砂災害を起こさないための助言・指導を行っている。 過年度の地質調査により、本業務範囲は、隣接する神戸複合産業団地の地盤条件と同様のものであることが確認されているが、委託先は、神戸複合産業団地の造成時から継続的に市への助言や長大法面の動態観測を実施しており、神戸複合産業団地の地盤状況に精通している。さらに、令和4年度から実施している本業務において、現地の地盤特性の把握が出来ている。 以上より、委託先は、当該地域に関するこれまでの知見や過年度の業務内容を理解したうえで、本業務を実施し、十分な成果を上げることができる唯一の団体である。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
49	産業団地整備に伴う県道三木線 用地分筆登記業務	都市局産業団地整備課 神戸市中央区浜辺通2-1-30／Tel: 078-595-6791	令和7年8月27日	土地家屋調査士法人あおば 総合事務所 神戸市西区桜が丘西町3丁 目18番地の9	5,935,600	本業務は、産業団地整備計画にともなう事業区域の外周線のうち、県道神戸三木線にかかる区域内外土地の特定が未了である関係地26筆について、事業区域線(道路区域線と合致)を分割線として分筆登記およびそれに伴う筆界確定作業を行うものである。 業務の確実な遂行には、関係機関や地権者等との協議・調整の豊富な経験や専門の知識等が必要であり、その性質又は目的が競争入札に適さないため随意契約とする。 上記に加え、本業務の契約の相手方については 新産業団地事業区域内の登記事務等に以前より携わっており、土地の調査及び関係機関や法務局との協議・調整を円滑に済ませ、業務内容を把握しているだけでなく関係機関等との関係性も築いている。 以上のことから、引き続き当該地の業務に従事してもらうことで、当該業務を一体性を持って適切かつ迅速に遂行することができると判断されるため、特命随意契約とする。 (地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当)